

# 「隅田公園オープンカフェ」出店事業者募集要項

令和5年9月

東京都台東区

隅田公園オープンカフェ協議会

< 目 次 >

1	趣旨	2 P
2	目的	2 P
3	取組方針	2 P
4	実施場所と立地の概要	2 P
5	募集内容（区画等）	3 P
6	出店条件	3 P
7	店舗設置に関する事	4 P
8	事業コンセプト	5 P
9	デザインに関する基本的事項	6 P
10	原状回復義務・補償	6 P
11	地域貢献・環境対策に関する事	7 P
12	出店事業者経費負担	7 P
13	法令等の遵守・手続き・適用	8 P
14	募集方法	8 P
15	審査	12 P
16	募集・選定に関する留意事項	12 P
17	選定後の想定スケジュール	13 P
18	運営連絡会との協定締結	13 P
19	問合せ先（事務局）	13 P

## 1 趣 旨

東京スカイツリーを臨む絶好のビューポイントである台東区立隅田公園内の河川区域に、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）に規定されている「都市・地域再生」のための施設として、水辺空間を活用したオープンカフェを設置し、一年を通して継続的な賑わいを創出することで、浅草を訪れる観光客と地域住民の憩いの場とするとともに、まちの活性化を図るものである。

事業実施にあたり準則の規定に基づく、学識経験者、地元団体代表、地域住民、行政（東京都、台東区）により構成する「隅田公園オープンカフェ協議会」（以下、「協議会という。」）を組織し、出店事業者と地域住民、行政が協働して事業を推進していく体制とする。

## 2 目 的

準則第22に基づく都市・地域再生等利用区域（言問橋～東武鉄橋間、以下「利用区域という。」）内にある展望広場、遊歩道（マラソンコース及び公園の園路）と一体をなしたオープンカフェ施設を整備することにより、隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的とする。

## 3 取組方針

- (1) 東京スカイツリーや隅田川の風景を眺めながら、区民、来訪者が共に憩える場所を創出する。
- (2) 店舗周辺の景観や環境に配慮したオープンカフェを目指す。
- (3) 地元や地域の関係団体等との協働により、水辺の賑わいを創出するとともに、地域の活性化を目指す。

## 4 実施場所と立地の概要

### (1) 場所

東京都台東区花川戸一丁目1番 台東区立隅田公園内の河川区域  
隅田川右岸、利用区域

### (2) 交通条件

東武スカイツリーライン浅草駅、東京メトロ銀座線浅草駅より徒歩5分  
都営地下鉄浅草線浅草駅より徒歩7分  
つくばエクスプレス浅草駅より徒歩10分

### (3) 地域地区等（都市計画法）の指定

区域区分 / 市街化区域  
用途地域 / 第一種住居地域  
容積率 / 300%  
建ぺい率 / 60%  
高度地区 / 第三種高度地区  
防火準防火 / 準防火地域

都市施設 / 公園・河川（隅田川）

(4) 接面道路等の状況

敷地西側で区道（幅員 6.0m）に接面

(5) 位置図・付近見取図

別紙-1「位置図」、「利用区域図」参照

(6) 現況図

別紙-2「現況図」参照 ※工作物あり（営業中店舗）

(7) 現況写真

別紙-3「現況写真」参照

(8) 配置計画図

別紙-4「配置計画図」参照

(9) 河岸緑地等の基盤構造

別紙-5「河岸緑地の基盤構造」参照

(10) インフラ設備の状況

① 電気 別紙-6「インフラ整備図」参照

② 上水道 //

③ 下水道 //

上記、①～③は、出店事業者が各供給事業者と個別契約すること。

## 5 募集内容（区画等）

### 2区画

A区画（言問橋側 3.7m×19m） 公募地積 70.3 m<sup>2</sup>

B区画（東武鉄橋側 3.7m×19m） 公募地積 70.3 m<sup>2</sup>

※ 一事業者による2区画運営の企画提案も可とする。2区画運営を希望する場合、2区画の運営を1店舗又は2店舗で行うものとする。

## 6 出店条件

### (1) 出店形態

出店事業者自らが、河川法及び準則に基づく河川敷地の占用及び東京都台東区立公園条例に基づく公園占用申請を行い、許可を受けた上で出店するものとする。

### (2) 出店期間

10年以内とする。

ただし、出店事業者に、項番18「運営連絡会との協定締結」に定める「隅田公園オープンカフェ出店協定書」（別紙7）（以下、協定）に違反する等の不適切な行為があった場合は、協議会の下部組織である、隅田公園オープンカフェ運営連絡会（以下、「運営連絡会」という。）より是正の勧告を行う。

勧告後も改善されず、不適切な行為の継続が認められる場合は、協定第17条に定めるとおり、協定を解除することができる。また、占用許可権者に対し理由を付して、指導及び占用許可の取消しを求める場合がある。

### (3) 営業時間

必ず営業を要する時間 10:00～20:00

※応募事業者からの提案により、8:00～22:00の範囲で可とする。

※年始の早朝営業等の特別な理由がある場合は、運営事業者からの提案に基づき、協議会と事前協議の上、上記範囲外の時間における営業を認める場合がある。

### (4) 定休日

限定なし

※2区画を2店舗で運営する場合、他区画の店舗と協議のうえ、重複して休業しないものとする。

※イベント開催時等には休業等の営業制限をする場合がある。

※隅田川花火大会（例年、7月最終土曜日）時は、店舗が規制区域の範囲内にあるため、大会前日（金曜）夕刻から大会翌日早朝までは営業不可とする。

### (5) 運営事業者

転貸及び使用権の譲渡を行うことはできない。応募事業者が自ら営業すること。

### (6) 営業許可の種別

食品衛生法に基づく飲食店営業

### (7) 営業に関する遵守事項・メニュー等

- ① メニューは、利用者のニーズに合った品揃えとし、利用し易い価格帯とすること。
- ② メニューは、別事業者と重複しないよう協議会と事前協議すること。
- ③ 飲酒を主体とせず、食事に伴うアルコールは提供できるものとする。
- ④ テイクアウトを行う場合は、利用区域及び公園周辺（助六夢通り付近まで）のゴミ清掃・回収を条件とする。ただし、飲料用カップ等のデポジット制を提案する場合は、内容を協議会と事前協議すること。
- ⑤ 使い捨て用の食器類は、飲料のテイクアウト用のみとすること。
- ⑥ 客席への料理の配膳は、原則として従業員が行うこと。

### (8) その他の出店条件

その他出店条件は協定による。

## 7 店舗設置に関すること

### (1) 店舗構造

- ① 店舗は平屋建てとし、河川管理施設等構造令、工作物設置許可基準、建築基準法、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物とする。
- ② 建物、設備及び建物基礎等の上載荷重は、1.2 t / m<sup>2</sup>以内とする。
- ③ 基盤構造については、別添図面（別紙-5）を参照のこと。

### (2) 店舗等の設計

店舗（サイン、看板、店舗装飾等を含む。）の設計は、「8 事業コンセプト」及び「9 デザインに関する基本的事項」に沿って行うこと。また、設計・仕様・工事方法について、河川管理者、公園管理者及び協議会と協議し、承認を受けること。

### (3) 制限事項

- ① 樹木剪定等の制限（樹木の剪定を要する場合は事前に公園課の許可を得ること。）
- ② 河岸緑地の掘削の制限（護岸の定規断面部分を侵す掘削はできない。基礎工事を行う場合も区及び河川管理者が許可する範囲に限り掘削できるものとする）
- ③ 地下埋設管の縦断埋設は原則不可（事前協議を要する）
- ④ マラソンコースを利用する歩行者等の安全を確保すること。

### (4) 設置範囲

店舗等は、庇、窓、扉、営業時に屋外に設置する椅子及びテーブル等も含め、すべて区画内に納めること。

店舗スペースより隅田公園側の既存のウッドデッキ部分については、店舗敷地ではなく、公園空間であるため、建築物の屋根、庇、窓、扉などがかからないようにすること。ただし、協議会や台東区公園課と事前協議の上、営業時間内において、誰でも自由に利用可能なテーブルや椅子等を設置するなど、公園利用者及び店舗利用者が共に憩える場所の創出に努めること。

※各区画への電気・給排水等の配管引込みについては、別途協議によるものとする。

### (5) 留意事項

- ① 設備機器等は屋外に露出することのないよう目隠しを設置するなど、配慮すること。
- ② 店舗の周辺には、景観を阻害する物は出さないこと。
- ③ 原則、店舗の屋根上には何も設置できない。
- ④ 店舗には夜の水辺を演出する照明施設としての機能を持たせるとともに、防犯上の観点から、暗がりをつくらぬような照明配置とすること。ただし、照度・光線角度等は近隣住宅に配慮すること。
- ⑤ 店舗のイメージアップにつながる装飾（サイン・看板以外のもの）は区画内において設置可能とする。
- ⑥ オープンカフェエリア内に上下水道管や電線等を地下埋設する場合は、二重管の使用または配管の周囲をすべて鉄筋コンクリートで覆い、漏水等による地中の空洞化が生じないように施工すること。
- ⑦ 店舗内外の客席空間は木陰や水辺を感じることができるよう、建具等は透明かつ開放的なものとするよう努めること。
- ⑧ 店舗照明には透過光や間接光のような、柔らかな灯りを用いるよう努めること。
- ⑨ 現在の店舗運営事業者と現施設の譲渡（有償・無償含む）に関する協議ができるものとする。

## 8 事業コンセプト

○人々が集い、賑わいが生まれる水辺空間を創出する

店舗利用者に限らず、近隣住民、公園利用者、観光客など、様々な人々の営みや交流が生まれるよう、東京スカイツリーの眺望や水辺の開放感などのロケーションを活かした使い方が求められる。

・開放された憩いの場を屋外につくる

- ・地域とのネットワークをつくる
- ・自然との調和をつくる

#### ○誰もが訪れたいくなるカフェに

浅草を訪れる、幅広い年齢層の来訪者や外国人観光客を中心に、東京スカイツリー及びその周辺を訪れるファミリー層や若い女性など、新たな客層を獲得するため、お洒落で落ち着きがあり、かつ安全で安心な空間づくりが求められる。

- ・良質なサービスの提供とお洒落な雰囲気づくり
- ・水辺の魅力的なスポットとなる店舗づくり、環境づくり
- ・開放感のある入りやすい客席づくり

#### ○水辺とまちをつなぐ

水辺とまちを繋ぎ、まちから水辺へ、水辺からまちへと来街者の回遊性を向上させる。

- ・水辺の景観にあった店づくり
- ・環境に配慮した店づくり
- ・近隣店舗と重複しない店づくり

#### ○地域と協働した良好な水辺空間の保全・創出

事業者、区、地域住民が協働し、隅田川（利用区域内）及び公園の環境向上に資する活動を行うことにより、良好な水辺空間を保全・創出する。

### 9 デザインに関する基本的事項

#### (1) 店舗レイアウト（区画内での店舗、向き、大きさ）

配置計画図を参照し、以下の条件に基づき提案すること。

- ① 建物の高さは4 m以内とする。ただし、既存の桜を生かした形状・デザインとする。
- ② 建物の奥行は、区画内に納めることとし、幅は、区画延長の80%以内とすること。
- ③ バリアフリー設計に配慮すること。

#### (2) 色彩

東京都台東区景観条例、同施行規則及び景観色彩ガイドラインを遵守し、店舗の壁面・屋根面には自然に馴染むカラーを用いること。

#### (3) サイン・看板

- ① 店舗の常設デザイン（デザインは各自のもの）はロゴ・マークのみとし、景観色彩ガイドラインを遵守のうえ、壁面に馴染むようにアクセント的に設ける。設置場所及びサイズは、区画内で区と協議の上決定する。
- ② 常設サイン以外の演出のためのサインは、オープンカフェと一体的に設けること。また閉店時には取り外し、店舗内に収納すること。

### 10 原状回復義務・補償

- (1) 区画は、占用期間満了後及び占用許可取消後又は出店事業者の都合により退去する

場合、速やかに店舗等（基礎、付帯設備等を含む。）を撤去し、原状回復の上返還すること。ただし、次の出店を予定する者が店舗等の譲渡を希望する場合は、この限りではない。

- (2) 出店事業者は、占用期間満了又は出店事業者の責に帰すべき事由による占用許可取消に伴い退去する場合、それを理由にその損害の補填又は補償を、区及び協議会に請求することはできない。

## 1 1 地域貢献・環境対策に関すること

### (1) 水辺の演出

- ① 区画内におけるパラソルの設置、水面の景観に配慮した店舗のイルミネーション等、水辺の演出に積極的に努めること。（事前に協議会の承認が必要）
- ② 四季が感じられるよう、シーズン毎の演出などに努めること。

### (2) 出店者会の結成等

選定された事業者は、自ら連絡調整組織として「隅田公園オープンカフェ出店者会」を結成し、全ての出店事業者は出店期間中参加すること。また、地域への貢献策として、事前に隅田公園オープンカフェ協議会に諮り、地域の合意形成を経たうえで、自主的な運営により、次のような事項（例示）の積極的な実施に努めるものとする。なお、必要に応じ、河川法、その他関係法令の許可等を受けて実施すること。

- ・店舗区画内のライトアップ等、水辺のカフェとしての演出
- ・出店者会主催のイベント等の開催
- ・地域住民、町会・企業と協働した活動の実施

### (3) 利用区域の清掃

周辺環境に配慮し、オープンカフェ周辺にゴミがないよう清掃を心がけ、毎日清掃及び必要に応じて水まきを行うこと。清掃の範囲は、オープンカフェを中心とした利用区域内とする。テイクアウトを行う場合は、利用区域及び公園周辺（助六夢通り付近まで）のゴミ清掃を行うこと。

### (4) トイレの設置等

占用区画内にトイレを設置すること。トイレは店舗営業時間中、従業員、店舗利用者のほか、公園利用者も自由に使用できるものとし、店舗建物外から利用できるものが望ましい。

### (5) 環境への配慮と公共空間の適正管理

- ① 騒音対策、ゴミ処分など周辺環境に対する十分な配慮と、清掃、後片付けなど公共空間としての適正な管理に努めるものとする。
- ② 周辺の観光案内やイベント案内を行い、地域への回遊性を促すこと。
- ③ 自転車が周辺に駐輪されないよう、来店者に対し、隅田公園自転車駐車場への案内をすること。

## 1 2 出店事業者経費負担

出店事業者は、以下に掲げる経費を負担するものとする。ただし、(1)～(3)は各



条例に基づき徴収されるため、変更になる場合がある。

- (1) 河川占用料（東京都河川部） 年額 9,840円/㎡・・・(固定分)  
【東京都河川流水占用料等徴収条例 第3条】
- (2) 公園占用料（台東区公園課） 月額 1,540円/㎡・・・(固定分)  
【東京都台東区立公園条例 第15条】
- (3) 保証金（台東区公園課） 施設設置工事費の10%程度  
※保証金は、原状回復後返金する。  
【東京都台東区立公園条例 第14条】
- (4) 地域還元費用（隅田公園オープンカフェ運営連絡会）  
売上の1%を下限とし、事業者が提案すること。・・・(歩合分)
- (5) 店舗建物等の整備費及びそれに関する費用  
建物基礎工事（施行方法の指定あり）、建物建築工事、電気工事、給排水設備工事、  
環境整備工事 等
- (6) オープンカフェ運営費・維持管理費（人件費、材料費、光熱水費等）
- (7) 町会費（地元と協議の上加入）
- (8) 前項11に掲げる地域貢献・環境対策に関する費用
- (9) 原状回復費用

### 1.3 法令等の遵守・手続き・適用

- (1) 店舗等の製作、工事、営業、維持管理にあたっては、法令等（河川法、都市公園法、  
建築基準法、消防法、食品衛生法、東京都台東区公園条例、東京都建築安全条例等）  
を遵守すること。
- (2) 上記にかかる許認可手続きは出店事業者が行う。
- (3) 隣棟間の中心に設定した境界線を敷地境界線とみなし、建築基準法の各規定を適用  
すること。
- (4) 河川管理者が、利用区域を指定する際に公表する「許可方針」の内容を遵守するこ  
と。

### 1.4 募集方法

#### (1) スケジュール

募集要項の公表	令和5年 9月15日（金）
質問書受付	令和5年 9月15日（金）～9月29日（金）
質問書回答	令和5年10月13日（金）頃
応募書類受付	令和5年10月23日（月）～10月31日（火）
1次審査結果通知	令和5年12月上旬頃
2次審査	令和5年12月中旬頃
2次審査結果通知	令和5年12月下旬頃
出店覚書締結	令和6年 1月中旬頃

#### (2) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容、条件等を十分理解し、店舗の整備及びその運営を行うための十分な資本力、経営力及び信用を有し、国内で法人登記している法人またはそれらの法人で構成されたグループ（以下「法人等」という。）とする。グループで応募する場合は、代表者を定めること。

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。また、応募以降、審査終了までに該当した場合は、応募資格を失うものとする。応募資格の基準日は、様式「参加申請書」の申請日とする。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからカまでのいずれかに該当する者
  - ア 法第2条第6号に定める暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ③ 前記、①及び②に該当する者の依頼を受けてプロポーザルに参加しようとする者
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過した者は含まない。）
- ⑤ 書類提出時に区税、都税又は国税を滞納している者
- ⑥ 東京都及び台東区から指名保留又は指名停止の措置を受けている者
- ⑦ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人団体
- ⑧ 原則として、最近2年間において、都内で1年以上飲食店経営の実績がない者
- ⑨ 法令等の規定により許認可が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者

### (3) 応募方法

受付期間内（令和5年10月23日（月）～10月31日（火））に応募書類及び添付書類を全て整えて事務局まで持参すること。郵送、宅配便等での提出は受理しない（土日祝日を除く午前9時～午後5時の間）。

応募は1法人1提案とし、グループを構成する場合にあっても、ひとつの法人が複数の応募の応募者となることはできない。

### (4) 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書（様式2）を、事務局あてに電子メールに

より送付すること。

(質問書受付期間 令和5年9月15日(金)～9月29日(金)午後5時必着  
回答は、令和5年10月13日(金)頃までに、区ホームページにて公表する。

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。また、質問書の受付  
期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとする。

#### (5) 応募書類

I 提出書類	様式	提出部数	備考
参加申請書	様式1	1部	
企業等概要説明書	様式3	12部	
役員等名簿	様式4	12部	
出店企画提案書	様式5	12部	
平面配置図	A3判	12部	
立面配置図(4方向)	A3判	12部	任意(なくても可)
イメージパース(外観・内部)	A3判	12部	
収支計画書	様式6	12部	
II 添付書類			
定款	—	2部	写し可
商業登記事項証明書	—	2部	原本1部+写し1部 申請日から3ヶ月以内に 発行されたもの。
直近3期分の決算書	—	2部	
納税証明書(直近2年間)	—	2部	※法人税、法人住民税、消 費税及び地方消費税

#### (6) 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成すること。

- ① 応募に関する提出書類等の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 様式2～6及び平面配置図、立面配置図、イメージパースについては、データを入力したCD-Rもあわせて提出すること。データ形式は、リッチテキスト形式又はマイクロソフト社のWord形式とし、PDFファイルをあわせて提出すること。
- ③ 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ④ 応募書類を提出する際は、「(5) I 提出書類」については、様式1を除き各書類1部ずつA4フラットファイル等にまとめ、10組提出すること。
- ⑤ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ⑥ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

- ⑦ 店舗等施設の整備に伴う工事は、すべて事業者の負担で行うこと。
- ⑧ 既設の河川管理用通路及び護岸については現況のままとする。ただし、河川管理用通路の改修について、事業者が費用の全額を負担する場合には、台東区との協議及び河川管理者の許可により可能な場合がある。
- ⑨ 次に掲げる事項の契約、手続き、施工等については事業者の負担とする。
  - ア 電気需要に関すること。
  - イ 既設上下水道施設の引き込み位置や規格の変更及び廃止や新設に関すること。

#### (7) 出店企画提案書（様式5）作成にあたっての留意事項

- ① 隅田川との一体性がある土地利用計画とすること。
- ② 周辺地域に賑わいをもたらす施設計画とすること。
- ③ 隅田川との視覚的な連続性が感じられるようにすること。
- ④ 建物内部からの視覚的な親水性を確保すること。
- ⑤ 隅田川沿いという立地を活かした積極的な水辺の演出を行うこと。
- ⑥ 隅田公園及び周辺における良好な都市景観の形成に配慮すること。
- ⑦ 区画敷地内に設置する屋外広告物は自家用に限定すること（区画敷地外の公園内には一切の広告物は設置できない）。
- ⑧ 飲食店舗等の営業に必要な駐車場は、別に確保すること。ただし、公園内を駐車場として使用することはできない。
- ⑨ 公共性やバリアフリーに配慮すること。
- ⑩ 敷地が公有地であることを踏まえ、品格のある営業を行うこと。
- ⑪ 多くの人を引きつける魅力的なサービスを提供すること。ただし、夜間のみの営業は認めない。
- ⑫ イベントの開催など、賑わいを創出する演出を行うこと。
- ⑬ 隅田川に関するイベントや地域の活性化のための活動に積極的に参加・協力すること。
- ⑭ 利用区域と隣接する公園を含め周辺環境の美化に努めること。
- ⑮ ごみの減量、再資源化や省エネルギーなどの環境保全に積極的に取り組むこと。

#### (8) 応募書類の取扱い

この募集に関して必要と認める場合を除き、提出された応募図書等は公表しない。  
また、提出された応募書類は一切返却しない。

#### (9) 出店事業者の選定

選定委員会において、応募者の中から、企画内容や経営状況を総合的に審査の上、出店候補者を決定する。

## 15 審査

### (1) 選定委員会

協議会の委員等により構成される選定委員会が、応募書類及びヒアリングの結果を踏まえて審査する。

### (2) 審査方法

- ① 1次審査 書類審査とする。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることやヒアリングを行う場合がある。
- ② 2次審査 1次審査で一定基準に達したものについて、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### (3) 審査基準

- ① 事業の安定性・継続性
- ② 事業コンセプトとの整合性
- ③ 隅田公園オープンカフェとしての景観、環境に合った店舗づくり
- ④ 利用者へのサービス
- ⑤ 地域、事業への理解度

### (4) 出店候補者の決定時期及び審査の結果の公表

- ① 出店候補者の決定は、令和5年12月下旬を予定。
- ② 審査結果は、各応募者に通知するとともに、最終選定事業者のみ公表する。
- ③ なお、審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じない。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合がある。

## 16 募集・選定に関する留意事項

(1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとする。

(2) 応募書類を提出した後に応募を取り下げ場合は、令和5年10月31日（火）までに、「参加辞退届」（様式7）を提出すること。

(3) 応募、選定、占用許可等の手続きに関し要する費用は、応募者の負担とする。

(4) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は出店候補者の決定を取り消すことがある。

- ① 今回の応募について、不正な利益を得るために連合した場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 内容の異なる複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- ④ 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が出店事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと協議会が判断した場合

## 17 選考後の想定スケジュール

時 期	内 容
令和6年1～2月	現運営事業者と店舗譲渡に関する協議
令和6年2月～	(譲渡無しの場合) 店舗の設計協議・各種申請
令和6年7月31日	現運営事業者の占用期間終了(原則更地戻し)
令和6年8月～	(譲渡有りの場合) 店舗引継ぎ、営業準備
	(譲渡無しの場合) 店舗の設置工事
令和6年9月頃	(譲渡有りの場合) 営業開始予定
令和6年11月頃	(譲渡無しの場合) 営業開始予定

※上記スケジュールは一例であり、選考終了後、協議会と協議を行うものとする。

## 18 運営連絡会との協定締結

出店予定者は、出店後の店舗運営等に関して、運営連絡会との間で、本要項及び提案内容等に基づき協定を締結すること。

## 19 問合せ先(事務局)

隅田公園オープンカフェ協議会事務局(台東区文化産業観光部観光課内)

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号

電 話 03(5246)1151

FAX 03(5246)1515

MAIL kankou.propo@city.taito.tokyo.jp